

北杜市総合計画審議会公募委員募集要領

1 趣旨

この要領は、北杜市総合計画審議会条例第4条第3項に規定する審議会委員の一部を公募により募集（以下「公募委員」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

2 募集期間

公募委員の募集期間は、令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）までとする。

3 応募資格

公募委員の応募資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和2年4月1日現在で市内に住民登録を有する18歳以上の者
- (2) まちづくりに興味や関心があり、総合計画の審議に協力いただける者
- (3) 本市が設置する他の附属機関の委員でない者
- (4) 平日の昼間に開催する会議に参加できる者
- (5) 北杜市の市議会議員又は職員でない者
- (6) 北杜市暴力団排除条例第2条に定義する暴力団又は暴力団員等並びにその関係者でない者

4 募集人数

区分		選定数
一般枠		若干名
特別枠	若者（35歳以下の者）	若干名
	子育て世代（18歳未満の子どもを育てる者）	若干名
	移住者（県外から北杜市に転入してきた者）	若干名

※ 特別枠に応募がなかった場合など、「該当者なし」の場合がある。

5 職務内容

次期総合計画の基本構想及び基本計画の審議

6 委員任期

市長が委嘱した日から令和4年3月末日まで

7 委員報酬

委員に選考され、審議会に出席したときは、1回につき5,000円の報酬を支払う（源泉徴収後の額）ものとする。なお、交通費の支給は行わない。

8 応募方法・提出期限

北杜市総合計画審議会公募委員応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、800字程度の作文を添付のうえ、政策推進課に持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出するものとする。

なお、応募用紙は、政策推進課、各総合支所で配布するほか、市ホームページからダウンロードできる。

提出期限：令和3年4月30日（金）17時必着

提出方法：持参、郵送、電子メール（FAX不可）

提出先：（持参、郵送）〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1 政策推進課

※郵送の場合は、令和3年4月30日消印有効

（電子メール）seisakusuishin@city.hokuto.lg.jp

作文テーマ：「私が描く北杜市の未来と取り組むべき課題」

※記載された個人情報、委員の選考以外の目的には使用しない。

※応募資料（作文含む）の著作権は北杜市に帰属し、返却しない。

9 選考方法

公募委員の選考は、政策推進課において応募用紙を審査した後、別に定める選考基準により、政策参与、政策秘書部長、企画部長及び総務部長の4名を選考委員とする選考委員会にて行うものとする。

10 選考結果

選考結果は、後日、メールにて応募者全員に通知するものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。